

議案第 37 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 7 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を、「外国旅行にあつては、職員の配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第 8 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 3 条第 2 項中「配偶者」の次に「若しくはそのパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、旅費の支給の対象となる扶養親族及び遺族に係る規定を改める必要がある。